

<<<新旧対照表>>>

○多治見市救急業務規程（昭和56年7月6日消防本部訓令甲第1号）の一部を改正する規程新旧対照表

部署名：救急指令課

新	旧
○多治見市救急業務規程 昭和56年7月6日消防本部訓令甲第1号 <略> 第1章 総則 <略> （救急隊） 第3条 救急隊は、救急自動車1台につき救急隊員（以下「隊員」という。）3人以上をもって編成する。ただし、消防長は、資器材の搬送、転院搬送等で医師又は看護師が同乗する場合に限り、隊員数を減ずることができる。 2 隊員のうち1人を救急隊長（以下「隊長」という。）とし、消防士長以上の者をもってこれに充てる。 <u><削る></u> <略> （服装） 第5条 隊員は、救急業務を行う場合には、感染防止衣、<u>手袋、マスクその他の感染防止に必要な防護具</u>を着用するものとする。 <略> 第3章 雑則 （消毒） 第26条 救急自動車及び積載資器材の消毒は、次に定めるところにより実施するものとする。 （1） 定期消毒 月1回 （2） 使用後消毒 毎使用後 （3） 感染性疾患の患者を収容した場合の特別消毒 即時 2 前項により消毒を実施したときは、その旨を消毒実施表（別記様式第4号）に記録し、救急自動車内の見やすい場所に標示しておくものとする。 （感染性廃棄物の処理） 第27条 救急隊は、救急業務等により排出される感染性廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき適正に廃棄しなければならない。 <u>（感染防止対策の実施）</u> <u>第27条の2 救急隊は、救急業務を行う場合においては、この規程に定めるもののほか、別に定める感染防止対策を実施するものとする。</u>	○多治見市救急業務規程 昭和56年7月6日消防本部訓令甲第1号 <略> 第1章 総則 <略> （救急隊） 第3条 救急隊は、救急自動車1台につき救急隊員（以下「隊員」という。）3人以上をもって編成する。ただし、消防長は、資器材の搬送、転院搬送等で医師又は看護師が同乗する場合に限り、隊員数を減ずることができる。 2 隊員のうち1人を救急隊長（以下「隊長」という。）とし、消防士長以上の者をもってこれに充てる。 <u>3 災害が大きく1箇所に3隊以上の救急隊を必要とするときは、別に定める救急業務計画の編成要綱に従うものとする。</u> <略> （服装） 第5条 隊員は、救急業務を行う場合には、感染防止衣 _____を着用するものとする。 <略> 第3章 雑則 （消毒） 第26条 救急自動車及び積載資器材の消毒は、次に定めるところにより実施するものとする。 （1） 定期消毒 月1回 （2） 使用後消毒 毎使用後 （3） 感染性疾患の患者を収容した場合の特別消毒 即時 2 前項により消毒を実施したときは、その旨を消毒実施表（別記様式第4号）に記録し、救急自動車内の見やすい場所に標示しておくものとする。 （感染性廃棄物の処理） 第27条 救急隊は、救急業務等により排出される感染性廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき適正に廃棄しなければならない。 <u><新設></u>

新		旧	
< 略 >		< 略 >	
摘要	改正理由		